

平成25年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成25年 6月26日（水）9時30分 宣告

1、出席議員

1番	西尾	幸太郎	7番	齋藤	幸廣	13番	遠藤	義光
2番	池田	賢治	8番	小野	昌士	14番	池田	信博
3番	安部	大助	9番	齋藤	昭一	15番	福田	晃
4番	佐々木	雅秀	10番	石田	茂春	16番	安部	和子
5番	前田	芳樹	11番	高宮	陽一			
6番	平田	文夫	12番	米澤	壽重			

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	八幡哲
副町長	池田高世偉	農林水産課長	佐々木千明
教育長	山本和博	上下水道課長	山崎龍一
総務課長	大庭孝久	建設課長	井川善寿
会計管理者	井川芳樹	総務学校教育課長	村上孝三
企画財政課長	渡部誠	生涯学習課長	濱田勉
税務課長	池田茂良	布施支所長	大上一郎
町民課長	名越玲子	五箇支所長	宮本智幸
福祉課長	阿部眞澄	都万支所長	田中秀喜
保健課長	長田栄	行政係長	中村恒一
環境課長	山川由夫	財政係長	宇野慎一
観光課長	吉田隆		

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野 津 浩 一 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 な し

1、議員提出議案の題目

発委第 6号 過労死防止基本法制定に関する意見書

発議第 3号 竹島対策特別委員会の設置について

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開催します。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 0 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 0 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 3 時 3 3 分 ）

日 程 第 1、委 員 長 報 告

「委員長報告」を行います。

各常任委員会の審査に付託した町長提出議案の、議第 49 号から議第 67 号までの補正予算案及び条例関係等 19 件と、請願、陳情各 1 件並びに継続審査となっている各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長：4 番 佐々木雅秀 議員

4 番（佐々木雅秀）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

本定例会で付託されました議第 49 号及び議第 52 号から議第 66 号までの 16 件及び陳情第 2 号並びに高宮陽一議員紹介の請願第 1 号の 2 件と所管の調査事項について審査を行いましたので、審査の経過及び結果について報告いたします。

委員会は、議会閉会中の5月20日、6月6日、7日、会期中の6月24日、25日の5日開催し、必要に応じ担当課から資料の提出と説明を求めて慎重に審査をいたしました結果、関連議案についての委員除斥において、議第49号及び議第52号から議第66号については全会一致で「可決すべし」、陳情第2号については同様に全会一致で「趣旨採択すべし」、請願第1号については全会一致で「採択すべし」と決定いたしました。

それでは議案の審査過程での執行部からの説明、委員からの質疑のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議第49号及び議第52号の補正予算についてであります。

今回の補正で主なものは、水産業緊急雇用対策事業、生産法人支援事業補助金併せて農業公社支援事業補助金、白島・海苔田鼻松枯れ対策事業、歌木簡易水道統合整備事業の4件であります。

最初に、水産業緊急雇用対策事業525万円の増額についてであります。

これは西郷お魚センターが本年3月まで1階を指定管理者であるJFしまねが、また2階を株式会社あいらんどが運営していたものを、隠岐島沿岸漁業者協議会事業部が運営するにあたり、島根県緊急雇用創出臨時特例基金の助成を受け、2名を雇用して実施するものであります。

委員からは、隠岐の水産品のPRや販売促進体制をしっかりと構築するためには、専門能力や意欲あるふさわしい人材を雇用すべきではないか、1年後継続して雇用するのか、JFしまねとの指定管理が今年度で終るが直接この協議会に指定管理できないかとの質疑がありました。

執行部からは、お魚センターの運営と雇用の継続ができるよう協議会を指導していくこと、指定管理についても秋までにJFと協議して決めるとの答弁がありました。

2点目は生産法人支援事業補助金3,161万1千円の追加、併せて農業公社支援事業補助金1,274万6千円減額についてであります。これは、先の3月定例会において承認された専決案件のうち、公社職員労働組合と本町との労働争議について、島根県労働委員会のあっせん案及びそれに続く覚書に基づくものであり、公社から分離した農事組合法人コスモアグリに対する経営支援補助金であります。内容は平成25年4月から4年間、移籍した職員5名の人件費相当額を補助するものであります。

委員からは、概ね以下のような意見がありました。

一般の農業者と不公平が生じており、そのままでは他の農業者の理解は得られない。過剰

支援ではないか。25.9ヘクタール耕作の予定が、4月になって急きょ14.5ヘクタールになったのは約束違反。残り11.4ヘクタールの対応はどうか。4年間補助するが、その間の指導監督を徹底すべきだ。4年経過後の対応はどうか。収益は何処に帰属するのか、どう使うのか。また、施設・機械設備の管理と更新はどうするのか、新生産法人に対する町としての基本方針を示せ。不公平になる危険性がある収益や耕作面積などの問題を、今後実際に協議の場におせて生産法人と交渉を続けるべきだ。旧五箇村農業公社の後継者育成、定住対策としての考え方はどう変わったのか。

これに対して執行部からは、11.4ヘクタールについては認定農業者が引き受けることになったこと、不公平感や過剰支援に対しては、覚書締結後、各地区農業者への説明会と農業公社理事会及び生産法人との協議を重ねてきた結果、6月12日に、当該法人、隠岐支庁農林局と隠岐の島町で、経営規模、機械設備の整備、雇用など基本方針について確認したとの回答がありました。

現在10年間の農業経営改善計画書を策定しているとのことであり、その結果を9月定例会で報告するとのことでした。

町としての農業公社のあり方については、定住への期待を込めた収益事業は慎重にすべきであること、しかしながら高齢化により耕作放棄地が増えている本町において後継者育成策や農業公社は必要であり、農地保全管理を中心に再構築していくとの回答であります。

3点目は白島・海苔田鼻松枯れ対策事業1,560万円であります。

白島海岸区域は松くい虫被害によりほぼ壊滅的な状況であり、景勝地としての維持に努めべき重要エリアであることから枯損木伐採と原生樹種トベラを植栽する事業であります。当初予算では事業費が高額で見送っていたものを、4月1日に財源について国の内示があつて補正するものであります。

4点目は歌木簡易水道統合整備事業3,440万円であります。これは歌木地区の簡易水道が水量・水質ともに悪化して緊急を要するため、簡易水道国庫補助2分の1と簡易水道事業債で原田地区の上水道を接続する事業であります。委員からは、今後の計画はどうかと意見があり、執行部からは簡易水道設置地区では今後このような問題が起こる可能性が大きく、調査をするとの回答がありました。

次に、条例案件についてであります。

主なものは、議第61号「隠岐の島町職員の再任用に関する条例」、関連して議第53号、議第63号「隠岐の島町特産物処理加工施設設置及び管理条例」であります。

まず始めに隠岐の島町職員の再任用に関する条例については、退職した職員を再雇用した場合に必要な事柄を定めるため設置するものであります。

委員からは、給料表では待遇が高額ではないか、退職職員の存在が他の職員に悪影響を与えないか、専門能力を生かす業務に任用するのかという質疑がありました。

執行部からは、運用については常勤ではなく週3回などといった任用、税の滞納徴収、施設の管理といった特任業務に任用するとの回答がありました。

2点目は隠岐の島町特産物処理加工施設設置及び管理条例についてであります。

これは、旧五箇学校給食センターを食品加工の安全管理ができるハセツブ対応の施設に改修しましたが、これを活用して特産品の販路拡大、地場産業の活性化を図るため設置するものであります。

この条例に基づいて運営する事業者を公募したところ、1社が応募したところであります。生産計画及び収支計画によれば、2人の新規雇用のもとで水産品の加工及び椎茸を加工販売するものであり、そのための機械設備の整備を行うものであります。

委員からは、計画が大雑把で不明確である、原料供給が不安定ではないか、販売の確実性、人員の規模や能力について大丈夫かとの質疑があり、執行部からは、当該業者は販路について都市部の小売店等との実績があり見込みがあるとの回答がありました。委員会としては、継続可能な事業とするべく、今後十分検証していくよう求めることといたします。

次に陳情、請願案件2件についてであります。

陳情第2号「隠岐の島町農業公社組織改編に伴う経営支援等の改善について」の陳情は、

- 1、新生産法人に対する経営支援を他の農業経営者と同等にすること
- 2、施設、機械器具の貸与を他の農業者と平等に扱うこと
- 3、優先的な農地利用集積をやめること

であります。

執行部としては、「あっせん」の合意事項があり、いずれも不可能であるとのことであり、委員会としては、再編に関して長時間にわたり審査して執行部としての基本方針を質してきたところであります。陳情内容を^る縷々議論してきた結果、不公平感は解決すべきであり、「あっせん」が理解を得られないものの、執行部が対応すべき問題であるとの結論になり、委員会としては除斥委員を除き全会一致で「趣旨採択」といたします。

請願第1号「過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願」については、委員からは現在、大きな社会問題となっており、意見書を提出すべきとの意見があり、全会一

致で「採択すべし」といたします。

なお、株式会社あいらんどの業務委託については、委員会においてもその推移の説明を受けておりますが、現在株主総会までの株式会社共立メンテナンスと内容を協議しているところであり、他の地域での実績を踏まえ、確実な計画の下で事業展開をし、観光振興と雇用の維持、地場産業の振興が図られることを、田月新社長の意気込みとともに期待することといたします。

最後に、所管調査事項の調査についてであります。 “まちづくり” 対策事業に関する調査について及び地域産業の振興に関する調査については、継続して調査することといたします。

以上で、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

議長（石田茂春）

次に、教育民生常任委員長：8番 小野昌士一 議員

8番（小野昌士）

教育民生常任委員会の審査報告を行います。

本委員会は、本会議において付託された議第49号、50号、51号、67号の議案を審査いたしました結果、次のとおり決定いたしました。

審査の結果は、全会一致で「可決すべし」でございます。

所管の補正予算等につきましては、社会福祉費では、GOKA温泉委託先受託撤退に伴い町直営に係る費用、中条デイサービスセンター空調取替工事費、児童福祉費では私立保育所保育士処遇改善補助費、生活保護費では生活保護システム改修費、教育費では日本ジオパーク隠岐大会開催費、学校給食センター浄化槽撤去費等でございます。

所管の補正予算は、一般会計分2,952万9千円、中村診療所特別会計、五箇診療所特別会計を含めまして、計3,218万1千円でございます。

主な意見、指摘事項を申し上げます。

まず、補正予算関係では、中条デイサービスセンター空調取替工事196万4千円は、老朽化、水害水つかり等で、今回新しく取り替える費用であります。

何故6月補正なのか、高齢者が利用する施設等を考えれば平時の保守点検に問題がないか。指定管理施設契約にそうした施設器具の保守管理はどのように対応するか指示していないのか等意見があり、今後指定管理施設の保守管理についてしっかり指導徹底し、利用者に支障を来さないよう指摘をいたしました。

私立保育所保育士処遇改善補助費702万5千円は、平成20年に国が待機児童ゼロ作戦で保

育所整備、認定子ども園整備、保育士確保等で予算を計上し、確か、1,000億、25年積み増し557億で都道府県に「安心こども基金」を作りそれぞれ整備するものでございます。

今回の702万5千円は、私立保育所の乳児から4歳以上それぞれの児童数、4月1日現在を基礎に単価を乗じて算出をされております。

委員から私立保育所は処遇改善に使用しないで運営費の内部留保等にする心配はないかという意見に、職員の賃金改善が目的であり申請から実績報告も提出することとなっておりそうした心配はないということでございます。

ジオパーク隠岐大会予算額は2,120万円となっておりますが、かなり大きすぎるのではないかと、参加者の宿泊費等も含んでいるのかという質問に、理事長・来賓等の宿泊費、講演者謝金、物品販売、レセプション諸費用等、諸々の費用で参加者宿泊費は予算なしとのことでございます。

所管事項の意見等を申し上げます。

予防行政で風疹の予防接種について、ある町では妊娠の可能性のある女性らに予防接種を全額補助していると聞きます。隠岐の島町では風疹予防はどうなっているのかについて、町では妊婦とその夫を対象に7月から8月にかけて集団接種方式で実施するよう準備を進めている。50人のワクチンは確保しているが150人を見込んでおり、不足分はMR、いわゆるはしかと風疹の混合ワクチンの確保に努めたい、町の助成については、風疹ワクチン2千円、混合ワクチン4千円、個人負担は何れの場合も4千円としたいとのことであります。委員から4千円の個人負担は高すぎる、そんなに高いと接種する人がいないのではないかと。無料にするか、もう少し安くないか等意見があり、自己負担については再検討したいとのことでございます。

予防接種に限らず町の予防行政が他町村と比べ対応が鈍いのではないかと、庁内の予防管轄連絡会議等も一度も開かれていないと聞いております。再三委員会報告でも連携交流を指摘されており残念です。

健康は安心から希望につながり、住んでよかった“まちづくり”となります。認識を新たに所管の連携交流を図り、熱意を持って予防行政に努めるよう指摘をいたしました。

次に、高齢者一人世帯の災害対応、見守り対策等で、自治会長、民生委員等関係者が高齢世帯の個人情報共有し利用することが急がれるが、そうした考えはないかという意見に、民生委員等関係者の協力を得て町内それぞれ地域の高齢世帯の実態を把握し、要援護台帳を作り、情報を共有、利用できる方向で検討しているとのことです。早急に実態調査を行い、

条例等で個人情報共有できるよう指摘をしました。

次に、国民健康保険税が今年度より引き上げられます。まもなく本算定となり各世帯に決定税額が通知されます。高齢者等ふわりな世帯も多いと推察されます。担当者はより以上の丁寧な説明をすべきと思うがとの意見に、そのように担当課全員理解し対応するとの確認をいたしました。

最後に、隠岐の島町教育文化振興財団については、当委員会報告が再三、改善について指摘をしてきております。今回公益財団法人として新たな理事長が選任され、“新しい葡萄酒は新しい革袋”にと理事長が地域活性化につなげる財団を目指して頑張るとのご挨拶がございました。期待したいですが、委員からは、昨年度コロケコンサートの赤字が体育館積立金から処理されており体育館運営委員会の理解の上の処置かとの意見に、運営委員会には話していないと聞いている、近く委員会で事後処理になるが話したい。理事会の決定での処理だろうが教育委員会はしっかりと財団の指導をして何回も委員会報告されないように強く指摘をいたしました。

最後に調査事項の、保健・医療・福祉に関する調査、教育文化に関する調査は、引き続き閉会中も調査研究いたします。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（石田茂春）

以上で、「委員長報告」を終わります。

日 程 第 2、特別委員会の中間報告

「特別委員会の中間報告」を議題とします。

隠岐の島町議会会議規則第47条第2項の規定により、議会広報調査特別委員会から調査事項の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、議会広報調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

議会広報調査特別委員長の発言を許します。

議会広報調査特別委員長：7番 齋藤幸廣 議員

7番（ 齋 藤 幸 廣 ）

議会広報調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、5月20日に委員会を開催し、「議会だより臨時号」を発行することとしました。

内容は、去る5月9日臨時議会で決定された、議長、副議長の選出を始めとする議会構成について、早急に町民に知らせるためであり、5月27日発行、5月30、31日に囑託員配布がされたところでございます。

今定例会中は6月19日に当委員会を開催し、「議会だより7月号」の編集方針及び発行日程について協議をしました。今後の日程は、原稿の締切日を7月11日木曜日の午前中とし、7月12日に第1回編集会議、7月17日に第2回編集会議、7月23日に最終編集会議を開いて、8月1日、2日に囑託員配布を予定しています。

先の臨時議会で決められた新たな体制で臨んでおりますので、議員の皆様また執行部の皆様方にはご理解、ご協力をお願いいたしまして、議会広報調査特別委員会の中間報告を終ります。

議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で「特別委員会の中間報告」を終ります。

日 程 第 3、討 論

「討論」を行います。

会期日程第1日の町長提出議案、承認第4号「隠岐の島町農業公社職員労働組合との労働争議の合意について」から同意第3号「中財産区管理委員会委員の選任同意について」までの33件、及び、本日の議事日程第1で行いました、各常任委員長報告を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ 「なし」の声を確認 ）

「賛成討論なし」と認めます。

他に討論はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

以上で「討論」を終ります。

日 程 第 4、採 決

「採決」を行います。

この採決は、起立によって行います。

まず始めに、承認第 4 号「隠岐の島町農業公社職員労働組合との労働争議の合意について」から承認第 15 号「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」までの 12 件について一括して採決します。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、承認第 4 号から承認第 15 号までの 12 件は原案のとおり承認されました。

次に、議第 49 号「平成 25 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 1 号)」を採決します。

ここで、5 番 前田芳樹議員の退場を求めます。

(前田芳樹 議員 退場)

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 49 号は原案のとおり可決されました。

ここで、前田芳樹議員の入場を許可します。

(前田芳樹 議員 入場)

次に、議第 50 号「平成 25 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 1 号)」から議第 52 号「平成 25 年度隠岐の島町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)」までの 3 件について一括して採決を行います。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 50 号から議第 52 号までの 3 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 53 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議第 63 号「隠岐の島町特産物処理加工施設設置及び管理条例」までの 11 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」です。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 53 号から議第 63 号までの 11 件は原案のとおり可決されました。

次に、議第 64 号「町道路線の認定について」から議第 67 号「工事請負契約の締結について〔中条小学校校舎大規模改造(建築主体)工事〕」についてまでの 4 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、「可決」であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、議第 64 号から議第 67 号までの 4 件は、原案のとおり可決されました。

次に、諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、お手元に配付しました意見のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、諮問第 2 号はお手元に配付しました意見のとおり答申することに決定いたしました。

次に、同意第 3 号「中財産区管理会委員の選任同意について」を採決します。

ここで、4 番 佐々木雅秀議員の退場を求めます。

(佐々木雅秀 議員 退場)

本案を、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起 立 全 員)

起立「全員」であります。

従って、同意第 3 号は同意することに決定いたしました。

佐々木雅秀議員の入場を許可します。

(佐々木雅秀 議員 入場)

次に、請願第 1 号「過労死防止基本法制定に関する意見書の提出を求める請願」について採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、請願第1号は委員長報告のとおり決定されました。

陳情第2号「隠岐の島町農業公社組織改編に伴う経営支援等の改善について」を採決します。

ここで、5番 前田芳樹議員の退場を求めます。

(前田芳樹 議員 退場)

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

従って、陳情第2号は委員長報告のとおり決定されました。

前田芳樹議員の入場を許可します。

(前田芳樹 議員 入場)

以上で「採決」を終わります。

日 程 第 5、議員提出議案の上程と審議

「議員提出議案の上程と審議」を行います。

本日お手元に配付のとおり、2件の議案が議員提案されました。隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により、議員提案の要件を満たしておりますので、直ちに議題といたします。

始めに、発委第6号「過労死防止基本法制定に関する意見書」について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

4番：佐々木雅秀 議員

4番(佐々木 雅 秀)

発委第6号 過労死防止基本法制定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成25年6月26日提出

提出者 総務産業建設常任委員会委員長 佐々木 雅 秀

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

「過労死防止基本法制定に関する意見書」について、具体的に要望事項について説明をし

ます。

要望事項

1. 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること。
2. 過労死を無くすための、国・自治体・事業主の責務を明確にすること。
3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに、総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

隠岐の島町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

発委第 6 号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第 6 号について、原案とおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発委第 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 3 号「竹島対策特別委員会の設置について」提出者から「提案理由の説明を」を求めます。

11 番：高宮陽一 議員

11 番（高宮陽一）

発議第 3 号 竹島対策特別委員会の設置について提案理由の説明を行います。

本町の重要懸案事項である、竹島の領有権及び周辺海域における漁業秩序の早期確立を目指し、本町に資料館を建設することを含めた中央関係機関への働きかけの強化、また、社会的に領有権回復運動の啓発等、より専門的に調査・研究・行動を行うことを目的として、隠岐の島町議会に「竹島対策特別委員会」を委員定数 15 人として設置するよう議決を求める。

平成 25 年 6 月 26 日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 高 宮 陽 一
賛成者 隠岐の島町議会議員 西 尾 幸太郎
賛成者 隠岐の島町議会議員 池 田 賢 治
賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 大 助
賛成者 隠岐の島町議会議員 佐々木 雅 秀
賛成者 隠岐の島町議会議員 前 田 芳 樹
賛成者 隠岐の島町議会議員 平 田 文 夫
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 幸 廣
賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 昭 一
賛成者 隠岐の島町議会議員 米 澤 壽 重
賛成者 隠岐の島町議会議員 遠 藤 義 光
賛成者 隠岐の島町議会議員 池 田 信 博
賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃
賛成者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子

隠岐の島町議会議長 石 田 茂 春 様

議長（ 石 田 茂 春 ）

以上で「提案理由の説明」を終ります。

発議第3号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ただ今、設置が決定しました「竹島対策特別委員会の委員の選任」については、隠岐の島町委員会条例第6条第3項の規定により、議長においてお手元に配付の名簿のとおり指名したいと存じます。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(本会議休憩宣告 14時17分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時27分)

竹島対策特別委員会の正副委員長の選出結果報告をお願いします。

11 番：高宮陽一 議員

11 番 (高 宮 陽 一)

それでは選考の結果についてご報告を申し上げます。この度は、議長を除く 15 名ということで大きな組織になります。そういう意味で今回の組織としては、委員長 1 名、副委員長 2 名ということで選考させて頂きました。対外的なこともございますので、委員長につきましては、議長経験者の中から、米澤壽重議員に決定をしました。副委員長につきましては、竹島対策委員会を開催するなどの会議の重複等を避けるために、それぞれの常任委員会の委員長、佐々木雅秀議員、小野昌士議員の 2 人をお願いをしたいと思います。

議長 (石 田 茂 春)

特別委員会の正副議長が選出されましたので、報告をいたします。

竹島対策特別委員会委員長に、12 番 米澤壽重議員、副委員長は 2 名であります。4 番 佐々木雅秀議員、8 番 小野昌士議員。

以上で、「議員提出議案の上程と審議」を終わります。

これより、10分間の休憩をいたします。

(本会議休憩宣告 14時29分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 14時39分)

日 程 第 6、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

お手元に配付しましたとおり、各常任委員長・各特別委員長から、隠岐の島町議会会議規則第 75 条の規定に基づく、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

これを閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認めます。

従って、各常任委員長、各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で「委員会閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

以上をもって、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日は、これを以って散会し、平成 25 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

(閉 会 宣 告 14時40分)

以 下 余 白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 25 年 7 月 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員